

介護サービス事業所 等 管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代

令和2年7月以降の要介護認定（更新申請分）の取扱いについて

北九州市の介護保険被保険者に係る要介護認定（更新申請分）について、市内の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等を踏まえて6月までは一律調査を行っておりませんが、7月以降は調査員の訪問に際し感染防止対策を徹底したうえで、一定の条件において調査を再開します。具体的には下記のとおり取り扱いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 1 本通知の取扱い開始日**
令和2年7月1日（水曜日） ※取扱いを変更する際はあらためて通知します。
- 2 本通知の取扱い対象者**
認定有効期間満了日が令和2年8月31日以降の更新申請対象者
（令和2年7月2日から要介護認定申請書（更新申請）の受付を開始するもの）
- 3 要介護認定申請書（更新申請）の提出について**
有効期間満了後も引き続き認定が必要な方は、調査の実施の有無にかかわらず、要介護認定申請書を区役所（保健福祉課介護保険担当）へ提出して下さい。
（調査を行わない場合であっても、認定有効期間延長対象者の把握に必要なため）
- 4 認定調査の取扱いについて（更新申請対象者）**

施設等入所・入院の有無	認定調査の取扱い（更新申請対象者）
(1) 北九州市内の 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 に入所中の方	<ul style="list-style-type: none">○ 認定有効期間満了日が「令和2年8月31日」の方 （要介護認定申請書受付開始日が7月2日の方） ⇒ <u>調査を行わず、認定有効期間を12か月延長します。</u>○ 8月以降の調査実施方法については、現在調整中です。
(2) 上記(1)以外の 施設、医療機関に 入所・入院中の方 ※ 北九州市の被保険 者で市外の施設・ 医療機関等に入 所・入院している 方を含む。	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">面会禁止措置のため調査員が入所者等と面会できない場合</p> <ul style="list-style-type: none">○ 新型コロナウイルス感染症対策で施設等が面会制限中の場合、<u>調査を行わず、認定有効期間を12か月延長します。</u>○ 調査対象者との面会ができない施設等の把握に必要なため、<u>別添の「要介護認定調査実施についての届出書」を北九州市へ提出してください。</u> （提出要領は別添の様式に記載） <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">調査員が施設等を訪問して入所者等と面会可能な場合</p> <ul style="list-style-type: none">○ 感染防止対策を徹底したうえで、<u>調査員が施設等を訪問し、調査対象者と面会して調査を実施します。</u>
(3) 在宅の方 （上記(1)(2)以外）	<ul style="list-style-type: none">○ 感染防止対策を徹底したうえで、<u>調査員が調査対象者のご自宅を訪問し、調査対象者と面会して調査を実施します。</u>

- 5 認定有効期間を延長した場合の被保険者証等の取扱い**
当初の認定有効期間満了日までに、有効期間を延長した被保険者証を、各区役所（保健福祉課介護保険担当）から被保険者へ郵送します。
※ 臨時的な取扱い（従来の認定有効期間を延長）についての説明文書を同封します。
※ 介護認定審査会での審査判定を行わないため、認定結果通知書は発行されません。また、介護認定審査会資料（一次判定結果・特記事項、主治医意見書）の提供もありません。

【問い合わせ先】 北九州市保健福祉局介護保険課 認定審査係
（総合保健福祉センター アシスト21 内）
電話：093-522-8718 / F A X：093-522-8770